

志賀町での被害・避難等状況 (報道発表資料)

3月18日現在

【被害状況】

- **人的被害**：軽傷者 96 人（程度不明含む）
重傷者 7 人 死亡 2 人 合計 105 人
- **火災**：今のところなし
- **水道**：3月2日㊦ 全ての上水道区で通水が完了し、断水解消

【避難状況】

- **避難所数・避難者数**
指定避難所 7 箇所開設 避難者 308 人
自主避難所 4 箇所 避難者 47 人
福祉避難所 2 箇所開設 12 人
感染症対策避難所 閉鎖
合計 13 箇所 367 人

- **1.5 次避難**
(いしかわ総合スポーツセンター、石川県産業展示館 2 号館、小松総合体育館)
避難済 1 人

- **2 次避難**
避難済 45 人

- **避難指示**
楚和・灯、入釜、鶺野屋、地保、切留区に対し、警戒レベル4 避難指示を発令中

【住民生活支援】

- **ブルーシート配布**
本庁、支所で配布 (9:00 ~ 17:00)
※ブルーシートが無くなり次第終了
※供給状況によっては中止

- **医療**
町立富来病院・志賀クリニックで
外来診療全科再開

■ 温浴施設【町民対象】

当面の間、3 箇所で浴場を開設

- ① **アクアパークシ・オン** (10:00 ~ 21:00)
※整理券不要。断水などで風呂が使用できない町民対象。
上記以外の人是有料 (550 円) で入浴可。
- ② **富来 B & G 海洋センターフレア自衛隊仮設浴場**
(14:00 ~ 20:00)
※フレア内浴場・シャワーブース利用可。(㊦は休み)
- ③ **熊野交流センター自衛隊仮設浴場** (15:00 ~ 21:00)
※天候により休止する場合があります。

【指定避難所一覧】

施設名	水道	電気	避難者数
志賀町地域交流センター (西山台)	○	○	33人
総合体育館 1/2 閉鎖			
武道館 1/2 閉鎖			
文化ホール	○	○	15人
保健センター 1/4 閉鎖			
志賀小学校 1/18 閉鎖			
志賀高校 1/2 閉鎖			
旧土田小学校 3/5 閉鎖			
下甘田防災センター (旧保育園) 2/5 閉鎖			
やすらぎ荘 2/5 閉鎖			
福浦工芸工房 (旧福浦小学校) 2/10 閉鎖			
富来活性化センター	○	○	117人
富来防災センター (旧富来小学校)	○	○	46人
稗造防災センター	○	○	34人
西浦防災センター	○	○	18人
熊野交流センター 2/13 閉鎖			
富来中学校 1/19 閉鎖			
富来小学校 1/30 閉鎖			
領家町コミュニティセンター	○	○	45人
合計			308人



被災者生活再建支援金

環境安全課 ☎ 32-9321

ワンストップ窓口：役場本庁舎町民ホール、富来活性化センター町民大ホール（9:00～17:00）

■被災者生活再建支援制度

地震により居住する住宅が全壊・半壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するための制度です。住宅の被害の程度に応じた基礎支援金および住宅の再建方法に応じた加算支援金が支給されます。

被災世帯の区分	複数世帯(2人以上世帯)			単身世帯(1人世帯) ※複数世帯の3/4				
	基礎支援金	加算支援金		合計	基礎支援金	加算支援金		合計
全壊 (損害割合50%以上) 半壊解体 (半壊し、やむを得ず解体) ※敷地被害解体・長期避難も対象	100万円	建設・購入	200万円	300万円	75万円	建設・購入	150万円	225万円
		補修	100万円	200万円		補修	75万円	150万円
		賃借	50万円	150万円		賃借	37.5万円	112.5万円
大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
		補修	100万円	150万円		補修	75万円	112.5万円
		賃借	50万円	100万円		賃借	37.5万円	75万円
中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円	—	建設・購入	75万円	75万円
		補修	50万円	50万円		補修	37.5万円	37.5万円
		賃借	25万円	25万円		賃借	18.75万円	18.75万円
半壊 (損害割合20%台)	—	建設・購入	100万円	100万円	—	建設・購入	75万円	75万円
		補修	50万円	50万円		補修	37.5万円	37.5万円
		賃借	25万円	25万円		賃借	18.75万円	18.75万円

- 基礎支援金の申請には、り災証明書・住民票（マイナンバーカード）・預金通帳の写しなどが必要です。

※半壊解体の区分は、解体が完了した後に、申請可能です。町が発行する解体証明書や法務局が発行する滅失登記簿謄本が必要です。

- 加算支援金の申請には、再建方法が分かる契約書の写しなどが必要です。
基礎支援金と加算支援金は分けて申請できます。

- 申請期間：【基礎支援金】災害が発生した日から13カ月（令和7年1月末まで）
【加算支援金】災害が発生した日から37カ月（令和9年1月末まで）

※電子申請（マイナポータルのぴったりサービス）や郵送でも申請することができます。

※窓口の混雑が予想されますので、り災証明書を持っている人から順に申請をお願いします。

令和6年能登半島地震で 人的・住家被害を受けた人へ ▶ 義援金 第1次配分 環境安全課 ☎ 32-9321

ワンストップ窓口：役場本庁舎町民ホール、富来活性化センター町民大ホール（9:00～17:00）

今回の地震で被災した人に対し、国内外の皆さまから寄せられた義援金を、次のとおり配分します。
※義援金は、石川県、日本赤十字社石川県支部、石川県共同募金会に寄せられたものです。

1. 配分対象・配分金額

今回の震災で、下表の被害区分に該当した場合、被災時に居住していた市町へ申請することができます。

災害弔慰金・災害障害見舞金の対象となった場合（人的被害）、**被災者生活再建支援金**の申請をした場合（住家被害）は、義援金の申請をする必要はありません。（義援金が不要な場合は、その旨お申し出ください。）

被害区分	対象	申請できる人	配分金額
人的被害	死者・ 行方不明者	直系の遺族 (配偶者、子、父母、孫、祖父母) ※いずれも存しない場合は、 死亡当時に、同居または 生計を同じくしていた兄 弟姉妹を含む	20万円 /人
	重傷者	負傷した本人	10万円 /人
住家被害	全壊	住居に居住していた 世帯主	20万円 /世帯
	大規模半壊		15万円 /世帯
	中規模半壊		10万円 /世帯
	半壊		5万円 /世帯

※人的被害と住家被害は、それぞれ申請することができます。

【令和6年能登半島地震】災害義援金（特別給付分） 窓口における申請受付を開始

全町民一律5万円の配分

窓口：毎週月(火)水 役場本庁舎1階ロビー、毎週(木)金 富来活性化センター町民大ホール（9:00～17:00）

今回の地震で、ライフライン（上下水道、道路、電気など）に甚大な被害を受け、過酷な生活を強いられてきた6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）の皆さまに、第1次配分として決定された義援金を配分しています。窓口における申請受付も開始していますが、窓口は混雑が予想されますので、余裕をもってお越しください。

1. 配分対象・配分金額

対象	申請できる人	支給額
令和6年1月1日時点で、志賀町に住民登録をしていた人	本人または世帯の構成者	5万円 /人

2. 申請方法 オンライン、郵送、窓口申請のいずれか（少なくとも8月末までは受け付けます）
詳細は、石川県ホームページを確認してください。（<https://ishikawa-gienkin.jp>）

☎【専用コールセンター】 ☎ 0120-102-829（受付：9:00～18:00 / 土(日)祝(祝)含む）



※詐欺などの犯罪に注意してください。国・県・市町が、手数料やATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

被災家屋などの公費による解体・撤去

申請書類の配付は、3月1日(金)から、ワンストップ窓口で行っています。

ワンストップ窓口：役場本庁舎町民ホール、富来活性化センター町民大ホール（9:00～17:00）

公費解体制度

■被災家屋などの解体・撤去制度



1. 解体・撤去の対象

- ・「り災証明書」で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と認定された家屋など。
- ・撤去するものは、倒壊の恐れがある、または壊れた家屋などで、それ以外の塀・擁壁・樹木などは対象外です。
- ※ただし、対象外の塀・擁壁・樹木・カーポートなどでも、撤去工事の支障となるものは、撤去する場合があります。撤去の対象は事前立会い（現地調査）で決定します。
- ・被災建築物の一部のみの撤去はできません。（原則、被災建築物の全体が、撤去の対象）
- ・被災家屋などと接続している上下水道管や浄化槽などは、地上部分の撤去と一体的に取り壊されるものに限り、撤去の対象です。
- ・道路に面した倒壊寸前の建物や隣接住宅に被害を及ぼす可能性がある全壊家屋などは、町が緊急的に撤去を要請することがあります。

2. 注意点

- ・本制度で撤去を希望する場合、事前に申請が必要です。
- ・本制度の申請者は、令和6年1月1日時点で、志賀町内に所在する被災家屋などを所有する者または当該所有者の相続人などです。
- ・申請は、被災家屋などの共有者や抵当権者の全員の書面による同意が必要です。
- ・撤去工事の順番は申請の受付順ではありません。撤去の工事日は、他の撤去物件との調整が必要なため、希望に沿えない場合があります。

3. 受付期限

令和6年9月30日(月)まで

4. 受付窓口

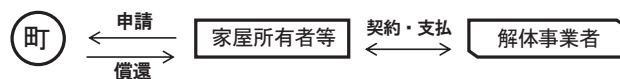
【受付窓口】志賀町役場 1階大会議室、富来活性化センター町民大ホール

【受付時間】9:00～12:00、13:00～16:00

※事前予約制です。ワンストップ窓口または、お電話で予約してください。

費用償還制度

■すでに被災家屋などを解体・撤去した人への費用償還



1. 償還の対象

- ・「り災証明書」で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と認定された家屋などを、自らの費用負担ですでに撤去した人か、これから解体工事を発注する人。（撤去後、解体事業者に代金を支払った後に申請）
- ・「り災証明書」で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と認定された家屋など（被災した家屋、家屋と一体的な小屋・納屋など、中小企業の建物）の解体費用です。塀や擁壁、樹木などの解体・撤去費用は対象外です。（家屋などの解体に支障となるものを除く）
- ・次のいずれかに該当する場合は、家屋などの基礎部分（杭基礎は除く）の撤去費用も対象です。ただし、地下室は対象外です。
 - 3階建までの戸建住宅
 - 戸建住宅以外の家屋などで、2階建以下かつ高さが10m以下のもの
- ・被災建築物の一部のみの撤去した場合は本制度の対象外です。また、撤去後の整地工事費も対象外です。
- ・被災家屋などと接続している上下水道管や浄化槽などは、地上部分の撤去と一体的に取り壊されたものに限り、対象です。

2. 償還払いの金額

- ・町の基準により算定した金額と申請者が解体事業者などへ支払った金額のいずれか低い方の額をお支払い（償還）します。そのため、費用の全額が償還とならない場合がありますのでご了承ください。

3. 受付期間

令和6年4月2日(火)～9月30日(月)

環境安全課 ☎ 32-9321